

決 議						
議 長	副 議 長	常 任 委 員 長	局 長	次 長	係 長	係
						

令和7年8月22日

色麻町議会議長 天 野 秀 実 殿

議会活性化特別委員長 相 原 和 洋



議会活性化特別委員会報告書

本委員会で調査した事件について、結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1. 調査事項内容

- ① 色麻町議会基本条例の検証に関する調査
- ② 議会懇談会における町民からの意見に対する回答について

2. 調査の目的及び方法

色麻町議会基本条例の検証については、第28条（条例の継承）に基づき選挙を経た任期開始後、速やかに研修会を実施することになっています。第29条2項（条例の改正）で検証は特別委員会を設置し行うものと明記しているため以下のとおり実施しました。

また、昨年11月に議会懇談会を開催。その際に参加頂いた、特定非営利活動法人ルネッサンスファクトリーの方々から出された意見に対しての検証も併せて実施しました。

方法については、各委員より色麻町議会基本条例の各条項ごとに、達成度の評価および今後の方向性を提示いただきました。

また、懇談会においては、参加した方々から寄せられた意見に対し、委員会としての回答をご報告します。



開催回数	日時・場所・委員数	調査内容
第1回	令和7年1月7日(火) 午前11時45分 議員控室 出席12名 欠席0名	○委員長・副委員長の選任を行い、委員長に相原和洋議員、副委員長に小松栄喜議員を選任した。 ○委員会の席順の確認を行った。
第2回	令和7年1月31日(金) 午後1時30分 第1会議室 出席12名 欠席0名	○色麻町議会基本条例の検証に関する調査 (1) 検証の方法について
第3回	令和7年3月24日(月) 午後1時42分 議員控室 出席8名 欠席4名	○色麻町議会基本条例の検証に関する調査 (1) 色麻町議会基本条例の検証結果について (前文、第1条～第6条)
第4回	令和7年4月18日(金) 午後1時30分 第1会議室 出席12名 欠席0名	前回に引き続き、下記事項について検証をおこなった。 ○色麻町議会基本条例の検証に関する調査 (1) 色麻町議会基本条例の検証結果について (第7条～第22条)
第5回	令和7年6月17日(火) 午前10時00分 議員控室 出席9名 欠席3名	前回に引き続き、下記事項について検証をおこなった。 ○色麻町議会基本条例の検証に関する調査 (1) 色麻町議会基本条例の検証結果について (第23条～第29条)
第6回	令和7年7月15日(火) 午前10時00分 第1会議室 出席10名 欠席2名	前回に引き続き、下記事項について検証をおこなった。 ○色麻町議会基本条例の検証に関する調査 (1) 色麻町議会基本条例の検証結果について ○議会懇談会における町民からの意見に対する回答について
第7回	令和7年8月12日(火) 午前10時00分 第1会議室 出席11名 欠席1名	○色麻町議会基本条例の検証による課題について

3. 懇談会の意見に対する回答および条例検証と課題

懇談会では特定非営利活動法人ルネッサンスファクトリーから様々な意見が出されました。意見に対する回答としては、委員会として答弁すべきものを以下のとおりご回答申し上げます。

① 小中学生に対し、議会の仕組みについての講座を開催してほしい。

→ 町で開催している生涯学習出前講座での実施が可能です。

② こども議会の復活。

→ 教育委員会へ要請等も含め、継続して協議いたします。

③ 議会で議員は執行部を責めるだけではなく代案を出す姿勢も必要ではないか。

→ 議員が一般質問時において、提言・提案等しているが町長ならびに執行部が取り上げるかどうかの問題だと思われます。

④ 議員が質問等する際、議長はよく議席番号をいうが、議員を番号で言うのはやめてもいいのでは。

→ 会議規則第50条「会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」と明記されています。よって、議会には必要なことなのでご理解願います。

⑤ 有線放送等を聞いていると、一般質問および質疑や答弁等で「専門的な用語」を使用している。もっと有線放送等で聞いている方々にわかりやすい質問、答弁ができないものか。

→ どうしても質問する際には専門的な行政用語等が必要になってくる場合があります。そのような状況をご理解いただきたいとともに、質疑・答弁に関しては出来る限り簡潔明瞭に鋭意努力いたします。

⑥ 一般質問時に執行部の答弁の際、「答弁書にもあるように」と回答があるが、有線放送等で聞いている方々は「答弁書」を持っているわけではないので、わかりにくい。そのように言わないでほしい。

→ 町長を含め執行部の幹部職員には、答弁時に詳細に答弁して頂くよう、要望していきます。

4. まとめ

委員会では、色麻町議会基本条例の前文から第29条第2項までにおけるの条文を再認識。議会の使命を達成するために議会の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、町民にわかりやすく、そして開かれた議会運営を目指し、町民の負託に応えていくことを決意する。地方自治法の下、基本理念、議会及び議員の責務、活動原則を明らかにし、町民の福祉の向上と町勢の発展に寄与するため、議会の最高規範となるよう各委員共通の認識のもと実行することで意見の一致を見ている。

また、基本条例の今後の課題として、第10条の議員間の自由討議、第21条の議員定数、第22条の議員報酬、第23条の長期欠席議員の議員報酬の減額等について、引き続き熟慮した取り組みが必要とする意見等が出された。

なお、その他の意見として一般質問の時間、議会広報速報版の中止、議員の職員へのハラスメント調査、女性のための模擬議会の開催、電子採決システムの検証など出されました。

最後に約9ヶ月にわたり検証した結果を報告にかえ、今回の議会活性化特別委員会を終了いたします。